

給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)の提出依頼について

平素は、瑞浪市税務行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。令和7年度市・県民税賦課のため、給与支払報告書等の書類をお送りいたします。下記事項にご注意いただきご記入をお願いします。

前年度特別徴収事業所は所在地、名称を記載した総括表をご利用ください(市内事業所は別途郵送)。
令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出期限は令和7年1月31日(金)となっていますが、事務処理の関係上、誠に勝手ではございますが令和7年1月20日(月)までにご提出をおねがいたします。

本パンフレットは住民税の正確な計算のために、給与支払報告書作成時にご注意いただきたい点について、特筆して記載させていただいております。

給与支払報告書に関する詳細な記載方法は、国税庁ホームページまたは国税庁が発行する「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(以下、手引と言います)の記載方法を参照の上、記載してください。

※この記載例は「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の発行前に作成したのになりますので、標題等に変更がある場合があります。

記

- 1. 給与の支払いを受ける人、被扶養者、支払者の個人番号または法人番号の記入が必要です。
- 2. 住所、氏名(フリガナ)、生年月日の記入は、必ず住民登録(令和7年1月1日現在)してあるものを記入してください。なお、瑞浪市に住民登録がされていない人でも、令和7年1月1日現在瑞浪市に生活の本拠があれば課税の対象になります。
- 3. 受給者番号を使用される場合は、その番号を記入の上、番号順にして提出してください。
- 4. 給与支払報告書を再提出される場合は、⑧摘要欄に朱書きで「再提出」と記入の上、提出してください。
- 5. 控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族のうち、令和7年1月1日現在国外に居住している非居住者の情報の記入が必要です。控除対象扶養親族等の区分欄や摘要欄の書き方に注意して記入してください。
- 6. 扶養親族のうち16歳未満の人(平成21年1月2日以降に生まれた人)の数は「⑤16歳未満扶養親族の数」欄に記入してください。

※障害者控除は16歳未満の扶養親族にも適用されます。また、16歳未満の扶養親族の数は市・県民税の非課税範囲やひとり親の判定等に関係するので、記入漏れのないようご注意ください。

- 7. 社会保険料等の金額について、給与から天引きしている健康保険、厚生年金保険等のほか、年末調整時に本人が申告された国民健康保険、介護保険、国民年金保険、小規模企業共済等掛金等がある場合は、その金額を含めて記入してください。

※⑧摘要欄の記入事項3及び裏面㉗社会保険料等の金額をお読みください。

給与支払報告書の書き方(裏面の続き)

【重要】定額減税額の記載

今年に限り、定額減税額を給与から控除した場合は、摘要欄に記載が必要となります。正確な定額減税額の把握は、市で不足額給付等の計算をするために必要となりますので、必ずご記載いただきますようお願いいたします。

詳細な記載方法は国税庁の発行しているパンフレットや、国税庁ホームページからもご覧いただける「給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税のしかた」【5. 源泉徴収票への表示】をご参照の上、ご記入をお願いします。

⑧摘要欄の記入事項

- 1. 5人目以降の扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名等の記入
対象扶養親族の氏名と続柄を記入してください。この場合、氏名の前に⑭に記入する括弧書きの数字を付記し、個人番号との対応関係が分かるようにしてください。
また、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を氏名の後に付記してください。
 - ・国内居住で16歳未満の場合：「(年少)」と付記してください。
 - ・国外居住の控除対象扶養親族の場合：手引を参照の上、対応する区分の「(01)~(04)」を付記してください。
 - ・国外居住で16歳未満の場合：「(非居住者)」と付記してください。
- 2. 配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者が、障害者または特別障害者に該当する場合
給与所得者本人の合計所得金額が、1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、配偶者控除を受けることが出来ませんが、障害者にかかる控除は受けられます。この場合の同一生計配偶者が、障害者、特別障害者に該当する場合は、配偶者の氏名の後に同一生計配偶者である旨を(同配)と付記してください。
この場合、「(源泉・特別)控除対象配偶者」には記入をしないよう注意してください。
- 3. 給与天引以外の社会保険料控除額がある場合
給与天引き以外の国民健康保険、介護保険等を含めて年末調整した場合は、各保険料の控除額を摘要欄に記入のご協力をお願いします。
【3の記入例】

(摘要)	
国民健康保険料	78,900
介護保険料	24,600
- 4. 中途就職者の前職分の記入
中途就職者の前職分収入を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および事業所名を記入してください。
前職分との重複課税防止のため必ず記入してください。
- 5. 特別徴収できない場合
受給者への給与の支払いが一定でない等、市・県民税を特別徴収(給与天引)できない特別な事情がある場合のみ「普通徴収」と必ず記入してください。
記入がない場合には、特別徴収可能と判断することがあります。
【6の記入例】

(摘要)	
住民登録地：	岐阜市藪田南1-1
- 6. 給与所得者本人の住民登録が瑞浪市にない場合
令和7年1月1日現在の住民登録地を記入してください。
- 7. 所得金額調整控除の適用がある場合
所得金額調整控除の適用があり、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください。
 - ・同一生計配偶者が特別障害者の場合：配偶者の氏名の後に「(同配)」と付記してください。
 - ・扶養親族が特別障害者又は23歳未満の場合：扶養親族の氏名の後に「(調整)」と付記してください。ただし、「⑨(源泉・特別)控除対象配偶者」、「⑬控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族」に記入されている場合は、記入を省略できます。